


裁判長印
認



調 書 (決定)	
事件の表示	令和3年(行ヒ)第271号
決定日	令和4年5月18日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	岡村和美 菅野博 三浦 草野耕一
当事者等	申立人 株式会社ラルズ 同代表者代表取締役 氏名略 同訴訟代理人弁護士 浦中裕孝ほか 相手方 公正取引委員会 同代表者委員長 古谷一之 同指定代理人 榎本勤也
原判決の表示	東京高等裁判所平成31年(行ケ)第13号(令和3年3月3日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <ol style="list-style-type: none">1 本件を上告審として受理しない。2 申立費用は申立人の負担とする。 <p>第2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。</p> <p>令和4年5月18日</p> <p>最高裁判所第二小法廷</p> <p>裁判所書記官 蒔 出 義 信 </p>	



これは正本である。

令和4年5月18日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 萌出 義信

